

## 第1章 計画の基本的事項

### (1) 計画の目的

弥陀ヶ原火山が噴火した場合、又は噴火の可能性が高まった場合に、**観光客、登山者等の安全を確保し、迅速かつ円滑な避難対応**がとれる体制を講ずるために策定（国の「活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針」に基づく）。

### (3) 避難対象者

弥陀ヶ原火山及び周辺の登山道等の**観光客、登山者等**

### (4) 避難対象地域

**想定火口域内、地獄谷から概ね 2.5Km以内又は概ね 1.5Km 以内の範囲等**のうち、気象庁が発表する「警戒が必要な範囲」に基づき設定する**警戒区域の内側**  
**時期(積雪期)により状況等が大きく異なることに留意**

### (2) 計画策定の経緯、計画の位置付け

火山防災協議会の設置 (H28. 3. 30) (活動火山対策特別措置法第4条)

#### 協議事項

#### 【噴火シナリオ】

火山現象等の影響範囲の推移を時系列で整理  
(H30. 1. 19 公表)

#### 【火山ハザードマップ】

火山噴火の危険エリアを地図上に明示  
(H30. 8. 1 公表)

#### 【噴火警戒レベル】

噴火時等の危険範囲や防災対応を5段階に区分  
(R元. 5. 30 運用開始)

#### 【避難計画】

避難場所、避難経路、避難手段等を示したもの  
(今回協議)

### 地域防災計画への反映

#### 【県地域防災計画】

(法第5条)  
情報収集・伝達、市町村地域防災計画に掲げる事項を定める際の基準等  
(R元. 6. 18 改定済)

#### 【市町村地域防災計画】

(法第6条)  
避難についての通報等、避難施設・避難場所・避難経路、避難促進施設ほか  
(今回意見聴取)

#### 【火山防災マップの作成・配布】

(市町村長の周知義務) (法第7条)  
避難場所等、円滑な警戒避難の確保に必要な事項を周知  
(立山町作成、県作成支援)  
(今回報告)

#### 【避難確保計画の作成】

(法第8条)  
集客施設等の所有者又は管理者による計画作成や避難訓練の実施  
(各避難促進施設で作成中)

## 第2章 事前対策

### (1) 防災体制の構築

両県及び市町は、火山活動に関する情報等の収集や避難収容活動に関する調整、応急対策に係る連絡調整等を行い、国や県、市町村、関係機関等の連携のもと、**噴火警戒レベルに応じた防災体制**を構築。

### (2) 噴火警戒レベルと防災対応の整理

警戒レベルに応じた防災対応の基本方針は下表のとおり。

施設、登山道、道路等の具体名は計画 P16～21 に記載

予警報	噴火警戒レベル	警戒が必要な範囲内の施設、登山道、道路等	防災対応(初動対応)		
				観光客、登山者等	
噴火予報	1 活火山であることに留意	—		状況に応じて想定火口域の一部立ち入り規制等	
噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	2 火口周辺規制	施設	8施設	立入規制	速やかに <b>規制範囲外へ退避</b>
		登山道	5区間	通行止め	
	3 入山規制(概ね 2.5Km)	施設	28施設	立入規制	直ちに <b>直近の退避所に緊急退避</b> →町指示で <b>避難対象地域外へ避難</b>
		登山道	29区間	通行止め	
		道路等	6路線	通行止め 運転休止	
		施設	13施設	立入規制	
(概ね 1.5Km)	登山道	13区間	通行止め	直ちに <b>直近の退避所に緊急退避</b> →町指示で <b>避難対象地域外へ避難</b>	
	道路等	1路線	通行止め		

※ 過去1万年以内に発生した噴火の規模を大きく超えるような噴火が発生しないかぎり、**噴火警戒レベル4又は5の可能性は低い**(火山ハザードマップに基づく)が、**噴火警戒レベル4又は5に相当する噴火が発生した場合は、レベル3の場合に準じて**、関係機関等が連携して防災対応にあたるものとする。

なお、現在のハザードマップ以上の被害が想定される場合には、改めてハザードマップの見直しやレベル4又は5としての対応を検討する。

### (3) 情報伝達体制の構築

- ① 情報伝達・共有  
噴火警戒・予報や降灰予報等は、県地域防災計画(火山災害対策)の「**噴火警報等伝達系統図**」により伝達。
- ② 観光客、登山者等への情報伝達と手段

立山町	緊急速報メール、防災行政無線、町HP・公式ツイッター、ラジオ、CATV、Lアラート
富山県	県HP、富山防災WEB、県広報課ツイッター
関係機関	警察・消防による避難広報(山岳警備隊、防災ヘリ等)、道路情報板、各関係機関HP

### (4) 避難のための事前対策

- ① 観光客の把握  
緊急時における**観光客の把握**のため、迅速な連携がとれるよう、平常時から**観光事業者、観光関係団体及び交通事業者等との情報連絡体制を構築**。
- ② 外国人観光客への対応  
**多言語表記看板の設置**や**多言語によるアナウンス**等、**外国人観光客に配慮した対策**について検討。
- ③ 避難促進施設  
**観光客、登山者等**が緊急退避する退避所等となる「**避難促進施設**」として、**地獄谷から概ね 4km 圏内**に位置する施設、および道路規制に係る施設をあらかじめ指定。(23施設(別添のとおり))  
立山町は、避難促進施設に対して、本計画と整合のとれた**避難確保計画の作成を支援**。
- ④ 避難経路  
火山噴火時の避難は、**各避難者が最寄りの避難促進施設へ退避する経路**。
- ⑤ 避難手段  
火山周辺地域及び登山道からの避難は、**徒歩を基本**。  
突発的な噴火の発生により**逃げ遅れた観光客、登山者等の避難輸送**として、**警察、消防、自衛隊と連携**して車両等を調整。  
下山に際しては、安全が確保される限りにおいて、**入山した県側へ戻ることを基本**。**異なる県へ下山した場合は**、その後の移動について、**両県等**で**協議**して対応。

### 第3章 噴火時等の対応

#### (1) 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応

区分	噴火警戒レベル1	火山の状況に関する解説情報(臨時)	噴火警戒レベル2	噴火警戒レベル3
対象範囲	火口内等		火口周辺	概ね2.5Km又は1.5Km以内の範囲
火山活動の推移	噴気活動あり 火山活動は静穏	レベル引上げの基準に至らない火山活動の変化を観測した場合	噴火警戒レベル2への引上げの基準に達する	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想
気象庁		臨時の解説情報発表 現地観測を実施	レベル引上げの判断	噴火警戒レベル2へ引き上げ 現地観測を実施
火山防災協議会		関係機関に情報伝達情報共有	必要に応じて協議	規制範囲等について協議 構成機関と連携
富山県		市町への情報伝達情報集約	協議	協議
立山町		観光客、登山者等に情報伝達	観光客、登山者等に規制範囲外への避難の呼びかけ、避難誘導	要配慮者の避難先の確保調整 入山規制の実施
避難促進施設		観光客、登山者等に周知	観光客、登山者等に周知 避難誘導	立山町と情報共有 避難誘導
観光客登山者等		情報入手	情報入手 規制範囲外へ避難	情報入手 規制範囲外へ避難

#### (2) 突発的に噴火した場合(噴火警戒レベル1→3)の避難対応

区分	噴火警戒レベル1	噴火警戒レベル3
対象範囲	火口内等	概ね2.5Km又は1.5Km以内の範囲
火山活動の推移	噴気活動あり 火山活動は静穏	明瞭な前兆がなく突発的に噴火 <b>突発的に噴火が発生</b>
気象庁		速やかな噴火速報発表 噴火警戒レベル3へ引き上げ
火山防災協議会		構成機関と連携
富山県		噴火に関する情報収集 市町への情報伝達情報集約 入山規制又は火口周辺規制の実施 災害の状況により、警察・消防の広域応援、自衛隊の災害派遣要請
立山町		観光客、登山者等に情報伝達 周辺地域の状況把握 避難誘導の支援 一時滞在施設の開設
避難促進施設		立山町と情報共有 避難誘導
観光客登山者等		一次避難先に退避 → 二次避難先に避難 → 三次避難先に避難

#### (3) 観光客、登山者等の緊急退避とその後の避難誘導

一次避難(緊急退避)	避難促進施設は、噴火発生に伴い、 <b>観光客、登山者等</b> を退避所(避難促進施設)へ <b>避難誘導</b>
二次避難	立山町は「一次避難者を移動させることに差し支えない状態」等により、 <b>立山町が指定する二次避難先(避難対象地域外の退避所や自衛隊の活動拠点等)</b> へ <b>避難誘導</b>
三次避難	立山町が用意するバスや自衛隊等のヘリなどにより、 <b>一時滞在施設</b> へ誘導 <small>施設は計画P38表14に記載</small>

#### (4) 救助活動

候補施設は計画P39表15に記載

- ① 県、関係市町、警察、消防、自衛隊は、救助活動を円滑に行うため、**合同調整所等**を設置。
- ② 関係市町は、県等から合同調整所等やヘリコプター着陸可能場所について要請があった場合、場所等を提供。
- ③ 協議会の構成機関は、警察と連携し、**登山届**からの情報や**観光客、登山者等**からの情報等により、**要救助者や行方不明者を把握**し、富山県に報告し、情報共有を図る。

### 第4章 緊急フェーズ後の対応

#### (1) 規制範囲の縮小又は解除

- ① **範囲縮小又は解除の判断・決定**は、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、**協議会で協議**。
- ② 立山町は、範囲の縮小又は解除を緊急速報メール等を活用し、**観光客、登山者等**に周知。

#### (2) 風評被害対策

噴火活動の沈静後、協議会構成機関が連携して、**積極的な観光PR活動**を行うなど、速やかにイメージの回復を図る。

### 第5章 平常時からの防災啓発と訓練

#### (1) 防災啓発と学校等での防災教育

- ① 立山町は、**火山防災マップ**等の作成・配布など、**観光客、登山者等の防災意識の高揚**を図る。
- ② 協議会の構成機関は、**火山防災マップ**や**周知啓発チラシ**等を**周辺施設や山小屋等**に掲示及び配布し、噴火した場合の対応等を平常時から**観光客、登山者等**へ周知啓発を図る。
- ③ 協議会構成機関は連携して、**学校**への出前講座の実施や周知啓発チラシの配布等により、**火山防災教育**を推進。

#### (2) 防災訓練

協議会の構成機関は、避難計画等に基づき、**定期的**に相互に連携した**火山防災訓練等**を実施。